第二千四百六十九号

四月二十二日 (金曜日)

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則...

目	次						
規	則						
見 森県身体障 は	<b>『森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則</b>	( 障 害	(障害福祉課)	課	÷	_	
<b>月</b> 森県県営住	<b>『森県県営住宅規則の一部を改正する規則</b>	(建 築	建築住宅課)	課	÷	=	
告	示						
土活保護法に	±活保護法による指定医療機関の廃止の届出	政健	策福	課祉	÷	=	
主活保護法に	±活保護法による医療機関の指定		同	$\smile$	:	=	
土活保護法に	±活保護法による指定医療機関の名称変更の届出		同	$\smile$	÷	=	
土活保護法に	主活保護法による指定施術者の住所及び施術所の所在地変						
史の届出			同	$\smile$	÷	≕	
5時の職業訓練の施行	練の施行	開労政	(開発課)	課力	÷	三	
公	告						
存定非営利活:	付定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	政県	策生	課活	÷	껃띡	
1 同…			同	$\smile$	÷	껃	
行定非営利活:	付定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する						
四法第十条第	□法第十条第二項の規定による公告		同	$\smile$	÷	껃	
行定調達契約.	付定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	( 医療	医療薬務課)	課	÷	Ħ.	
M業用種苗生	☆業用種苗生産事業者の登録	林	政	課)	:	£.	
<b>開発行為に関</b>		(建 築	建築住宅課	課	÷	ベ	
<b>Ĕ設業者の許可の取消</b>	可の取消し		整備事務所   八 戸 県 土	所土 )	÷	六	

	右
公安委員会	同
	(整備事務所)

右 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... 技能検定員等の審査の実施

同......

( 会

計 同

課 :

(運転免許課) ...

務

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第五十九号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十六号) の一

第五号様式中

. この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌 律第160号)による異議申立てをすることができます。 日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法 (昭和37年法 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌 を

60日以内に異議申立てを行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申 ることができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して て6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起す 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算し に

律第160号)による異議申立てをすることができます。

日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法

立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起 しなければならないこととされています。

改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則 (昭和三十七年二月青森県規則第八号) の一部を次のように改

に改める。 別表第一桜町団地の項中「二十五戸」を「三十五戸」に、「児童遊園」 を「集会所

別表第二桜町団地の項中「千二百円」を「二千六百円」に改める。

青

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。

示

青森県告示第三百六十九号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次の指

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県告示第三百七十号

船越歯科医院

青森市栄町二丁目八の

平成一:

÷ 六 **≓**. <del>三</del> 三

÷ ī

八戸市大字十八日町二七

名称又は氏名

所 在 地

又 は 住 所

廃止年月日

二光薬局

三光薬局新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三の六

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

江店   青森市大字石江字江渡九七の一一	ケイクリニック   上北郡下田町緑ケ丘一丁目五〇の二〇九	内科医院よこの循環器呼吸器 青森市大字石江字江渡九七の一名の循環器呼吸器 青森市栄町二丁目八の一八船越歯科医院	名称又は氏名 所在地又は住
七の一一	目五〇の二〇九	七の二二	
"	"	平 成 下 で ・ ・	指定年月日

青森県告示第三百七十一号

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第 一号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次のと

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

 $\overline{\mathsf{X}}$ 

分

平成十七年四月二十二日

専門校青森高等技術

・普

·短期課程 可通職業訓練

未満の失業の失業

介護福祉科

月

\_ 〇 人

する能力開発校の名称臨時の職業訓練を実施

類職

・業訓

練練 課の 程種

対

象

者

訓

練

科

期訓

間練

定

数

専門校青森県立むつ高等技

青森県知

事

 $\equiv$ 

村

申

吾

るので、

同条第三項の規定により告示する。

例第三十九号)

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例

第二条の二第一項の規定により、

次のとおり臨時の職業訓練を施行す

(昭和三十九年四月青森県条

青森県告示第三百七十三号

変更後

変更前

	区分	名	称	所	在	地
	変更前	ギー科 城東眼科小児科アレル	科アレル	弘前市大字:	城 東 中 央	位 丁
	変更後	ク/眼科クリニックあらいこどもクリニッ	ニックリニッ	の 八		
青	森県告示	青森県告示第三百七十二号	<b>与</b>		}	}
٠	生活保護法	法 (昭和二十五	五年 法律第	(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同:	第五十二	五 条
菈	十条の二	五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所及び施術所の所在地を恋	次のとお	り指定施術者	から住る	<b></b> 乃

した旨の届出があったので、 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 円する同法第 ☆在地を変更

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

専門校つがる校青森県立弘前高等技術

氏 横山忠行 名 町二六、子代官 三丁目三の一七弘前市大字駅前 住 所 横山接骨院 名施 術所 称の 町二六 公前市大字代官 三丁目三の一七弘前市大字駅前 施術所の )所在地 年変 月 日更

青森県立八戸工科学院

三沢校

専門校青森県立弘前高等技術

るをに職者 者行求業で、 で申定公 い込所共

ネス 料 ン ビ ジ	医療事務科	自動車運転科	ネス科 ンビジ	医療事務科	自動車運転科	ネス科 ンビジ	医療事務科	介護福祉科	自動車運転科	ネス科 パソコンビジ	介護福祉科	自動車運転科	ネス科 パソコンビジ	介護福祉科	自動車運転科	ネス科ンビジ	ー タ科 と療コンピュ
					ı			ı		ı		I					
五人	五人	五人	五人	10人	<u>-</u>	- 〇 人	- 0人	- 〇 人	-   	- 〇 人	10人	五人	- 〇 人	- 0人	五人	五人	- 〇 人

体の利益の増進に寄与することを目的とする。

自動車運転科

五人

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日 平成十七年四月七日

県

報

森

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人GREENプラザ

代表者の氏名

中村 博喜

青

Ξ

主たる事務所の所在地

兀

十和田市稲生町六の三四

五 定款に記載された目的

者・高齢者等を対象としたパソコン技術指導によるインターネットの普及啓発を図 て集められたIT関連機器を活用した環境保全事業や就労支援事業、初心者・障害 る事業及び農畜産業に対する環境保護の推進を図る事業を行うことにより、社会全 この法人は、障害者・高齢者を含む全ての県民に対して、リサイクル活動によっ

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十七年四月十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わいわい福祉相談所

主たる事務所の所在地

兀

五

この法人は、高齢者やその家族に対して、介護支援に関する事業を行い、

福祉の

変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十七年四月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日 平成十七年四月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

\_

特定非営利活動法人光の岬福祉研究会

Ξ 代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地

弘前市大字笹森町三七のニー

平成十七年四月二十二日

代表者の氏名

Ξ

**久保田** 開

三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一七三五サンライズカマヤ一〇六

定款に記載された目的

増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。

番登

号録

二七九

平

#### 五 定款に記載された目的

動などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、必要な福祉サービス サービスを必要とする人々が、 を対象に、調査研究および福祉増進を目指した活動を行うとともに、何らかの福祉 を総合的に提供することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、福祉を考え、実践しようとする者により、福祉に関する幅広い分野 心身ともに健やかに育成され、 地域社会及び文化活

# 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

物品等の名称及び数量

オーダリングシステム (平成十一年三月稼動分) に係る電子計算機等の賃貸借

青森県立中央病院企画情報課

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

式

青森市東造道二丁目一の一

契約の方法

Ξ

随意契約

兀 五 契約の相手方の名称及び住所 平成十七年四月 契約の相手方を決定した日

六 契約金額

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

NECリース株式会社東北支店

三千四百八十五万三千二百八十円

随意契約の理由

七

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたもの

である。

り林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告す 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十条第三項の規定により、 林業用種苗生産事業者の登録 次のとお

平成十七年四月二十二日

ತ್ಯ

青森県知事 Ξ 村 申 吾

平成二。 四二	圣金 月 月	登录 目 目
川村星彦	氏名又は名称	生
一上北郡六戸町	住	産事
町大字下吉田字沼田	所	業者
拼 取 ———————————————————————————————————	種	生
精選	穂	産事
幼苗の育成	苗	業の内
苗木の 育成	木	容
川村苗圃	名	事
	称	
上北郡六戸	所	業
町大字下	在	
吉田田	地	所

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成十七年四月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

九の一の一部及び一三五の二上北郡東北町字乙供一一五の一、 地域の名称 開発区域 (工区) に含まれる 東北町長職務執行者上北郡東北町字塔ノ沢山一 及び氏名 (名称) 開発許可を受けた者の住所

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年四月二十二日

森

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

株式会社新盛建設運輸

青

代表者の氏名 盛田 英世

商号又は名称

主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字三十刈頭一の三

Ξ

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一 五 第七六八二号

取消年月日 平成十七年四月七日

取消しに係る建設業の許可

六 五

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実 平成十七年四月六日前記建設業者が前期の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十七年四月二十二日

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 新堅土木有限会社

代表者の氏名 川原 堅悦

主たる営業所の所在地 十和田市大字沢田字和野二五の四

許可番号 青森県知事許可 (般 = 第五〇〇〇四八号

兀 Ξ

五

六

取消年月日 平成十七年四月六日

取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十七年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

#### 安 委 員

公

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

青絲県公安委員会委員長

井

畑

明

男

青森県公安委員会規則第十一

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

青森県警察署協議会に関する規則 (平成十三年四月青森県公安委員会規則第八号)

の一部を次のように改正する

別表を次のように改める。

別表 (第二条関係

青木林県二二戸警察署協協議会	青林県八戸警察署協議会	青林県五戸警察署協議会	青林県三沢警察署協議会	青絑県十和田警察署協議会	青絑県野辺地警察署協議会	青絲県鰺ケ沢警察署協議会	青絲県つがる警察署協議会	青林県金木警察署協議会	青絑県五所川原警察署協議会	青森県板柳警察署協議会	青絑県弘前警察署協議会	青林県大鰐警察署協議会	青林県黒石警察署協議会	青絑県浪岡警察署協議会	青林県解田警察署協議会	青林県青森警察署協議会	警察署協議会
五人以内	十三人以内	五人以内	七人以内	七人以内	五人以内	五人以内	五人以内	五人以内	七人以内	五人以内	十三人以内	五人以内	七人以内	五人以内	五人以内	十三人以内	委員の定数

青森県七戸警察署協議会 青森県大間警察署協議会 青森県むつ警察署協議会 五人以内 五人以内 七人以内

#### 附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

# 青森県公安委員会告示第三十八号

る規則 (平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。) 第二 平成十七年度技能検定員等の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関す

### 平成十七年四月二十二日

条及び第十条第二項の規定により告示する。

青森県公安委員会委員長 井

# 審査の種類、日時、場所及び項目

技能検定員	技能検定員	審查
員員	員員	の
(普自二)	(((((((((((((((((((((((((((((((((((((	種
		類
での午前八時三年の一年前八時三年での午前八時三年での午前八時三年の日本の一日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	二 一でら八日ら六 午時まら六 午時ま同月平後三で同月平 後三で月二成五十の月十成 五十の二十十時分午十三十 時分午十日七まか前七日七 まか前四か年でら八日か年	審査日時
石同	部運転免許課部運転免許課を発言の担当の担当の担当を利益を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	審査場所
技能検定に関 知識・技能 教習に関する	能す技能 する 知識・技 知識・ 技関 ・ 技関 ・ 技関	審查項目

### 畑 明 男

技能検定員 (大型

種種

能する知識・技 関・ 技関

ー でら八日ら七 五十の同七 午時ま同月平時分午月月平 後三で月十成まか前八四成 五十の二九十でら八日日十 時分午十日七 午時まか七 まか前二か年 後三でら年

教習指導員

( 普大 通型

種種

右

同

知識・技能

まで

	教習指導員	技能検定員	技能検定員
	(普通)	(普通)	(大自二)
<b>時まで</b> 時まで 日本	三 二 一 でら八日ら九 でら八日ら七 五十の同七 でら八日ら七 五十の同七 午時ま同月平 午時ま同月平時分午月月平 後三で月二成 後三で月十成まか前八四成 五十の二十十 五十の二九十でら八日日十 時分午十日七 時分午十日七 年時まか七まか前二か年 まか前二か年 後三でら年	二 ー でら八日か九 五十の同九 午時まら月平時分午月月平 後三で同二成まか前九五成五十の月十十でら八日日十 時分午三六七 午時まか七まか前十日年 後三でら年	三 ニ ー か前二 五十の九 まか前六 ら八月平時分午月平でら八月平 午時九成まか前二成 午時九成後三日十でら八十十 後三日十五十の八 午時九七 五十の七時分午年 後三日年 時分午年
	右	右	右
	同	同	同
能する知識・技	知教 識 で 技関 能 す る	能 する 知 識 ・ 技 関	能す技 る能 知検 対関 ・ 技関 ・ 技関

申請手続(注) 自衛隊教習所にあっては、種別欄の (大型) と (普通) を読み替えること。

三 でらけま同月二 八日ま同月二 大時三で月二十 後三十の二十十 時分十二か まか前二か年

### 

1

申請書類の受付期間及び提出先

提出書類

2

### 写真 (申請書

当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にセンチメートル、横二・四センチメートル) 一枚をちょう付すること。 写真 (申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・○

## 青森県道路交通法関係 審査手数料

める書類を審査当日提示すること。

収入証紙により納付すること。 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条に定める額を、青森県

兀 1 その他

審査申請用紙は、 青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課 (電話○一七 - 七八二 - ○

〇七一) に問い合わせること。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十七年四月二十二日

青森県警察本部長 툱 尾 正

彦

物品等の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

Ξ 契約の方法

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

平成十七年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

コニカミノルタアイディー システム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

七

式当たり 七十一万九千九十三円

随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

契約の相手方を決定した手続

一号及び第二号の規定を適用したものである。

八

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたもので

運転免許証更新時講習資料 物品等の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

一式

青森県警察本部警務部会計課

契約の方法

青森市新町二丁目三の

Ξ

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

平成十七年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

財団法人全日本交通安全協会

東京都千代田区九段南四丁目八の一三

六 契約金額

式当たり 二百四十二円五十五銭

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

一号の規定を適用したものである。

契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたもので

ある。

ある。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十七年四月二十二日

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

青森県警察本部長 툱 尾 正

彦

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)